令和３年度第５回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和３年８月２５日　午後１時３０分							
閉会日時	令和３年８月２５日　午後２時５５分							
場所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農業委員出席委員（１６名）	１	南　忠明			３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一			８	山本　実雄
	９	小林　善孝	１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫	１２	長尾　五男
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
			１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（３名）	２	出口　幸博	７	中村　耕二	１７	寺坂　誠一		
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１１	寺脇　八夫	６	今里　誠一				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：浜上研人 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：設楽　敦　玉之浦：谷合涼三　三井楽：野口作実 岐　宿：山田康弘　奈　留：							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 34 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 35 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 36 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 37 号	農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	可　　決
	議案第 38 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 39 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 40 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 41 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 42 号	農地等の利用の最適化の推進に関する意見について	可　　決
	議案第 43 号	五津市農地移動適正化あっせん事業実施要領及び農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度　第 5 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、2 番　出口幸博 委員、7 番　中村耕二 委員、17 番　寺坂誠一 委員、より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 16 名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 5 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、市内でコロナウイルス感染症患者が多数発生したことから、
令和 2 年 4 月 8 日に全国農業会議所から通知がありました、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織運営等の対応について」の解釈に基づいて、テレビ会議としております。

なお、テレビ会議の特性上、同時に発言すると、音声が途切れる可能性もありますので、

他者の発言を遮らないよう、発言される際には、挙手をして、指名されてから発言を行うようお願いします。

○議長

はじめに、8 月からの総会議事録署名委員の指名を行いますが、議長に一任いただけますか。

ー「異議なし」という者ありー

○議長

議事録署名委員に、11 番　寺脇八夫委員、6 番　今里誠一委員の 2 名を指名いたします。

なお、この 2 名が総会に欠席した場合に署名押印できなくなることから、次席の議事録署名委員を決めておく必要があります。

次席の 1 番目の議事録署名委員に 3 番　山崎早苗委員、2 番目の議事録署名委員に 17 番寺坂誠一委員の順番で指名いたします。4 名の委員の皆様、来年の 7 月まで 1 年間よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、議案第 34 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

議案第 34 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2 から 3 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、岐宿地区を除いて、田 3 筆、畑 14 筆、樹園地 5 筆で、面積は 20,862 ㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

岐宿地区を除く、議案第 34 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、岐宿地区を除く議案第 34 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 34 号の岐宿地区分を審議いたします。

なお、本案については、5 番　荒木富男委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－5 番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

続いて岐宿地区分について説明いたします。4 ページをご覧ください。今回岐宿地区において非農地と判断されたものは、田 2 筆で、面積は 2,556 ㎡となっております。他地区を含めた 4 月からの累計は、田 40 筆、畑 66 筆、樹園地 5 筆で合計面積は 89,258 ㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第 34 号の岐宿地区に係る非農地の判断について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第 34 号の岐宿地区に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

5 番　荒木富男委員の除斥を解き、出席を求めます。

－5 番出席－

○議長

次に、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

5 ページをお開きください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。
それでは、議案を説明します。7 ページをお開きください。
議案第 35 号、1 番
権利：使用貸借権　設定期間は 5 年間、
所在：籠淵町　田 2 筆　9,376 ㎡
貸付理由：高齢により耕作できないので貸し付ける。
借受理由：当該地を借り受けて農業経営をする。

8 月 18 日に福江地区協議会において、借受人と面接し、新規就農に伴う聞き取り調査及び現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第 35 号の 1 番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。議案第 35 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第 35 号の 1 番は許可されました。

○議長
次に、議案第 35 号 2 番を審議いたします。
なお、議案第 35 号 2 番については 1 番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1 番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第 35 号　2 番
権利：所有権移転　無償　贈与
所在：吉久木町　畑 1 筆　961 ㎡

譲渡理由：高齢により耕作できないので姪の夫に贈与する。
譲受理由：譲渡人より譲受けて農業経営の規模拡大を図る。
8 月 18 日に福江地区協議会において現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

○議長
議案第 35 号 2 番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第 35 号 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第 35 号の 2 番は許可されました。
1 番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1 番出席－

○議長
次に、議案第 35 号の 3 番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 35 号　3 番
権利：所有権移転　有償　売買
所在：富江町　畑 1 筆　5,072 ㎡
譲渡理由：相手方の要望による
譲受理由：経営の規模拡大のため
8 月 18 日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第 35 号の 3 番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第 35 号の 3 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第 35 号の 3 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 35 号の 4 番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 35 号　4 番

権利：所有権移転　有償　売買

所在：富江町　畑 3 筆　4,905 ㎡

譲渡理由：相手方の要望による

譲受理由：経営の規模拡大のため

8 月 18 日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

議案第 35 号の 4 番について質疑を行います。

―質疑応答―

○議長

質疑はございませんか。

質疑がある方は、挙手願います。

―挙手なし―

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。議案第 35 号の 4 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第 35 号 4 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 36 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。
議案説明の前に農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。8 から 9 ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、10 ページの議案第 36 号の 1 番をご説明いたします。
所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地の規模で市街地化が見込まれる第 2 種農地であります。
申請地は、原状のまま利用し、隣接農地との境界にコンクリート擁壁が設置されており土砂等の流失や崩壊は無く、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。
以上です。

○議長
次に、議案第 36 号に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
（登壇）
報告
（降壇）

○議長
本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わります。
議案第 36 号に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第 36 号は、許可相当と決しました。

○議長
次に、議案第 37 号、「農地法第 5 条の規定による許可後の変更申請に係る意見について」を審議いたします。
なお、これについては議案第 38 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」の 1 番と関係があることから、同時審議とします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
11 から 12 ページをご覧ください。農地法第 5 条の参照条文については、農地法第 4 条参照条文のとおりであります。説明は割愛させていただきます。

それでは、13 から 14 ページをご覧ください。議案第 37 号の 1 番及び議案第 38 号の 1 番につきましては、関連がありますのでまとめてご説明いたします。
それでは、13 ページの議案第 37 号の 1 番をご説明いたします。
本案は、昭和 56 年 2 月 24 日付けで住宅及び倉庫用地として農地法第 5 条の転用許可を得た案件でありますが、立地条件等の見直しがされ事業計画の中止となったことにより、転用目的を変更し承継者による倉庫用地として農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。
土地の所在、承継者、当初計画者、用途につきましては、議案書のとおりです。
続きまして、14 ページの議案第 38 号の 1 番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、市役所等の支所からおおむね 300m以内にある第 3 種農地となっております。
申請地は、原状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物は平屋建で日照、通風等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障はないと思われます。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はありません。以上です。

○議長
次に、議案に対する崎山地区協議会会長の報告を求めます。

□崎山地区協議会会長
（登壇）
報告
（降壇）

○議長
崎山地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第 37 号の 1 番及び議案第 38 号の 1 番に対する崎山地区協議会会長の報告は、議案第 37 号の 1 番は承認相当、議案第 38 号の 1 番は許可相当であります。

報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第 37 号は承認相当、議案第 38 号の 1 番は、許可相当と決しました。

○議長

次に議案第 38 号 2 番から 4 番を審議いたします。

なお、議案第 38 号 2 番から 4 番については、1 番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1 番退席－

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

次に、15 ページをご覧ください。議案第 38 号の 2 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、16 ページをご覧ください。議案第 38 号の 3 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し水路に排水する計画となっております。

最後に 17 ページをご覧ください。議案第 38 号の 4 番をご説明いたします。

所在、譲受人、譲渡人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール未満の農地の規模で市街地化が見込まれる第2種農地であります。

申請地は、原状のまま利用し、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を設置する計画となっており土砂等の流失や崩壊は無く、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第38号の2番から4番に対する各地区協議会会長の報告を求めます。

質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。

はじめに、議案第38号の2番と3番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます

□福江地区協議会会長代理

（登壇）

報告

（降壇）

○議長

福江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

○議長

挙手がないようですので、つづきまして、議案第38号の4番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

（登壇）

報告

（降壇）

○議長

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—　質疑応答—

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第38号の2番から4番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第38号2番から4番は、許可相当と決しました。

1番　南　忠明　委員の除斥を解き、出席を求めます。
—1番出席—

○議長
次に、議案第39号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。18、19ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。20ページをご覧ください。

1番　申請地　畑5筆　6,909㎡　更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。
2番1　申請地　畑1筆　5,309㎡
2番2　申請地　畑2筆　4,045㎡こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
以上、2番1、2番2につきましては、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

3番1　申請地　畑1筆　2,681㎡　こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
3番2　申請地　畑1筆　712㎡
3番3　申請地　畑6筆　7,624㎡
3番4　申請地　畑4筆　2,143㎡
3番5　申請地　畑2筆　1,937㎡
3番6　申請地　畑2筆　2,235㎡
3番7　申請地　畑4筆　2,841㎡
3番8　申請地　畑1筆　2,168㎡
3番9　申請地　畑2筆　4,244㎡
3番10　申請地　畑3筆　2,570㎡
以上、3番1から3番10につきましては、更新で、契約内容は解除条件付き賃貸借権となっております。

4番1　申請地　田1筆、畑2筆　3,725㎡
4番2　申請地　田1筆、畑3筆　3,603㎡
以上、4番1、4番2につきましては、新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

5番　　申請地　田1筆　1,236㎡　新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転をご説明します。
6番1　申請地　畑1筆　2,148㎡
6番2　申請地　畑1筆　1,676㎡
以上、6番1、6番2につきましては、契約内容は売買となっております。

7番　申請地　畑1筆　1,746㎡　契約内容は、売買となっております。
8番　申請地　田1筆　1,677㎡　契約内容は、売買となっております。

以上、申請番号1番から8番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第39号、貸借権設定の1番から5番、および所有権移転の6番1から8番は原案どおり可決してよろしいでしょうか。
可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第39号、貸借権設定の1番外15件、所有権移転の6番1外3件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第40号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
参照条文につきましては、議案第39号で説明したとおりでございますので省略いたします。
1番1　申請地　畑2筆　　2,109㎡
1番2　申請地　畑1筆　　1,428㎡
1番3　申請地　畑5筆　　10,047㎡
1番4　申請地　畑5筆　　8,439㎡
1番5　申請地　畑1筆　　2,985㎡
1番6　申請地　畑2筆　　4,943㎡
1番7　申請地　畑1筆　　2,294㎡

1番8　申請地　畑2筆　　6,402㎡
1番9　申請地　田1筆　　1,757㎡
以上、1番1から1番9につきましては、1番5が使用貸借権で、それ以外は賃貸借権となっております。
1番各号につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第40号、貸借権設定の1番1から1番9は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第40号の貸借権設定の1番1外8件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第41号「農地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。32ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第40号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。
それでは、議案についてご説明いたします。33ページをご覧ください。
1番1　申請地　畑2筆　2,109㎡
1番2　申請地　畑1筆　1,428㎡
1番3　申請地　畑5筆　10,047㎡
1番4　申請地　畑5筆　8,439㎡
1番5　申請地　畑1筆　2,985㎡
1番6　申請地　畑2筆　4,943㎡
1番7　申請地　畑1筆　2,294㎡

1番8　申請地　畑2筆　6,402㎡
以上、1番1から1番8の契約内容につきましては、1番5が使用貸借権で、それ以外は賃貸借権となっております。

2番　申請地　田1筆　1,757㎡　契約内容につきましては、賃貸借権となっております。
以上、1番1から2番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第41号1番1から2番1については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第41号1番1外8件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長
次に、議案第42号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第42号農地等の利用の最適化の推進に関する意見について説明いたします。
37ページをご覧ください。
本案につきましては、農業委員会等に関する法律第38条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とあります。この法律の規定により行うものです。

例年は、2 月に議案を上程しておりましたが、次年度の県の予算や国への要請に反映してもらうため、今回議案上程させていただきました。
内容につきましては、38ページをお開きください。
去る8月11日農業委員会運営委員と認定農業者協議会役員・市農林課・ＪＡごとう、との意見交換会を開催し、その内容を基に農業委員会で取り纏めを行い作成しております。
主な内容としましては、
1.担い手農家の育成について、
2.農地基盤整備事業の推進と維持管理対策について、
3.有害鳥獣対策について、
4.農地中間管理事業の推進について、

5.農畜産物の輸送コスト助成及び販路拡大について、
6.農業の繁忙期等における人材確保について、
以上が意見書の案であります。本日、可決承認いただければ、後日、市長へ意見書の提出をすることにしております。
また、長崎県農業会議を通じて、11月に予定している県知事への「意見書」に反映させるとともに、来年5月の全国農業委員会会長大会において「政策提案」として集約し、国や県選出国会議員に対する要望活動を行うことにしております。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第42号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第42号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」は、原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第43号「五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領及び農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案第 43 号　五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領及び五島市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する告示についてをご説明いたします。
告示の内容につきましては、40ページから47ページをご覧ください。
改正の提案理由ですが、五島市農業委員会で定めている押印が必要な申請書等について、五島市の「申請書等の押印見直し指針」に基づき、押印の見直しを図るものです。
具体的変更箇所については、新旧対象表を48ページと49ページに記載しております。
変更内容といたしましては、五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領の第4の（5）のイ、及び（7）、五島市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の様式第1号から様式第3号に変更を加えまして、それぞれ、「署名押印」を「署名又は記名押印」に改める内容となっております。
なお、これらの改正については、ご承認いただきましたら、8月27日に公表し、9月1日から施行予定としております。説明は以上です。

○議長
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長

では、挙手がないようですので、採決いたします。

議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

□事務局

ー会議等報告・予定地についてー

1. ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格法人要件確認について
4. 五島市農業委員会委員互助会収支決算報告書の承認について
5. 五島市農業委員会委員積立金収支決算報告書の承認について
6. その他

○議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度第5回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後2時55分　閉会＝